## ５.　参考プラン

「４．建物内における整備指針」などを踏まえて、子育てに配慮した集会所の参考プランを示します。

●床面積

| | |
|---|---|
| １Ｆ部分 | 約 180 ㎡ |
| うち、子育て支援占有面積（収納庫、アルコーブ、小さな台所、ステージ、階段、事務室） | 約 30 ㎡ |
| ロフト部分 | 約 20 ㎡ |
| 合　計 | 約 210 ㎡ |

### ５－１　新築の場合

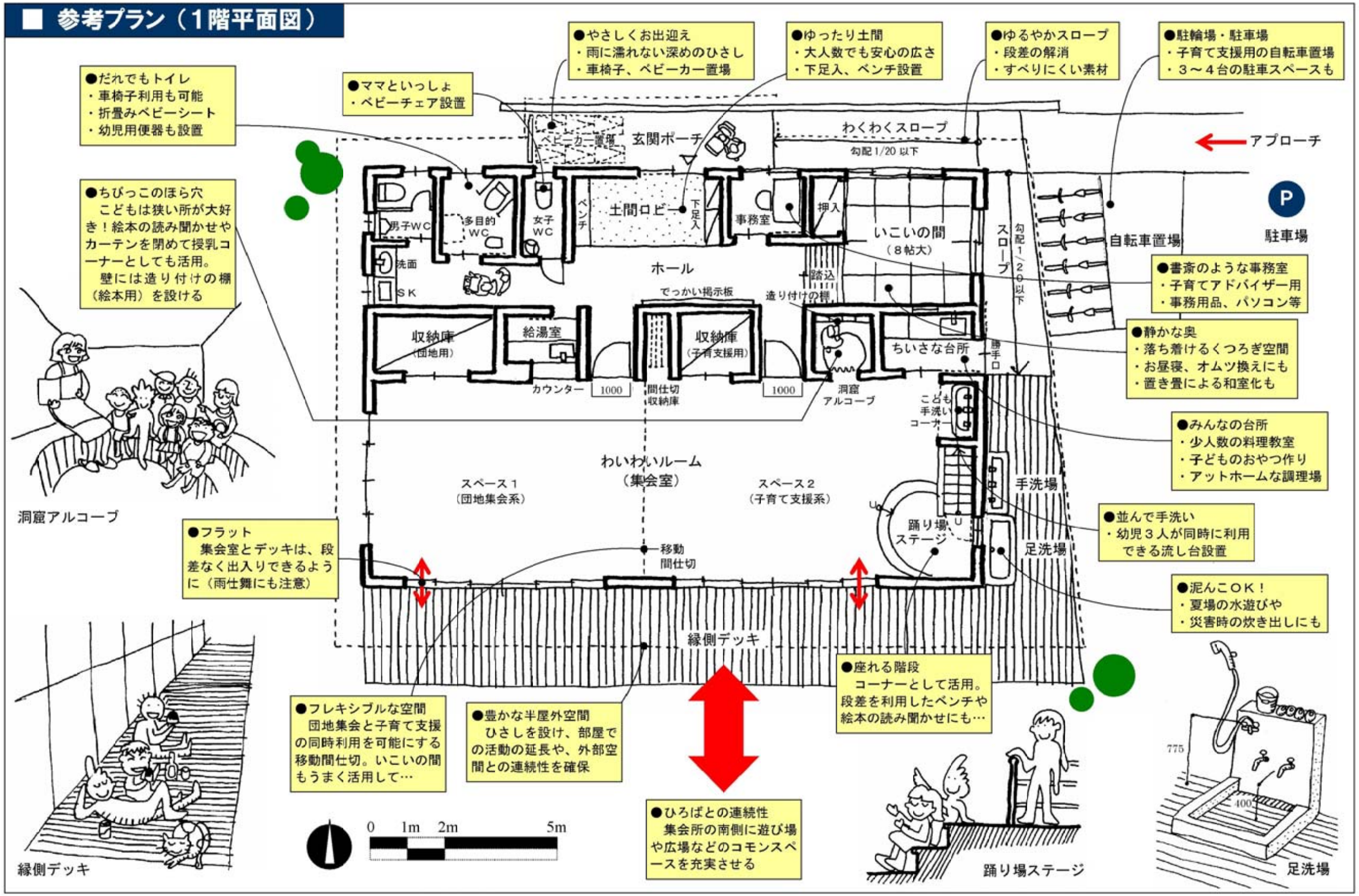

## ■ 参考プラン（断面図ほか）

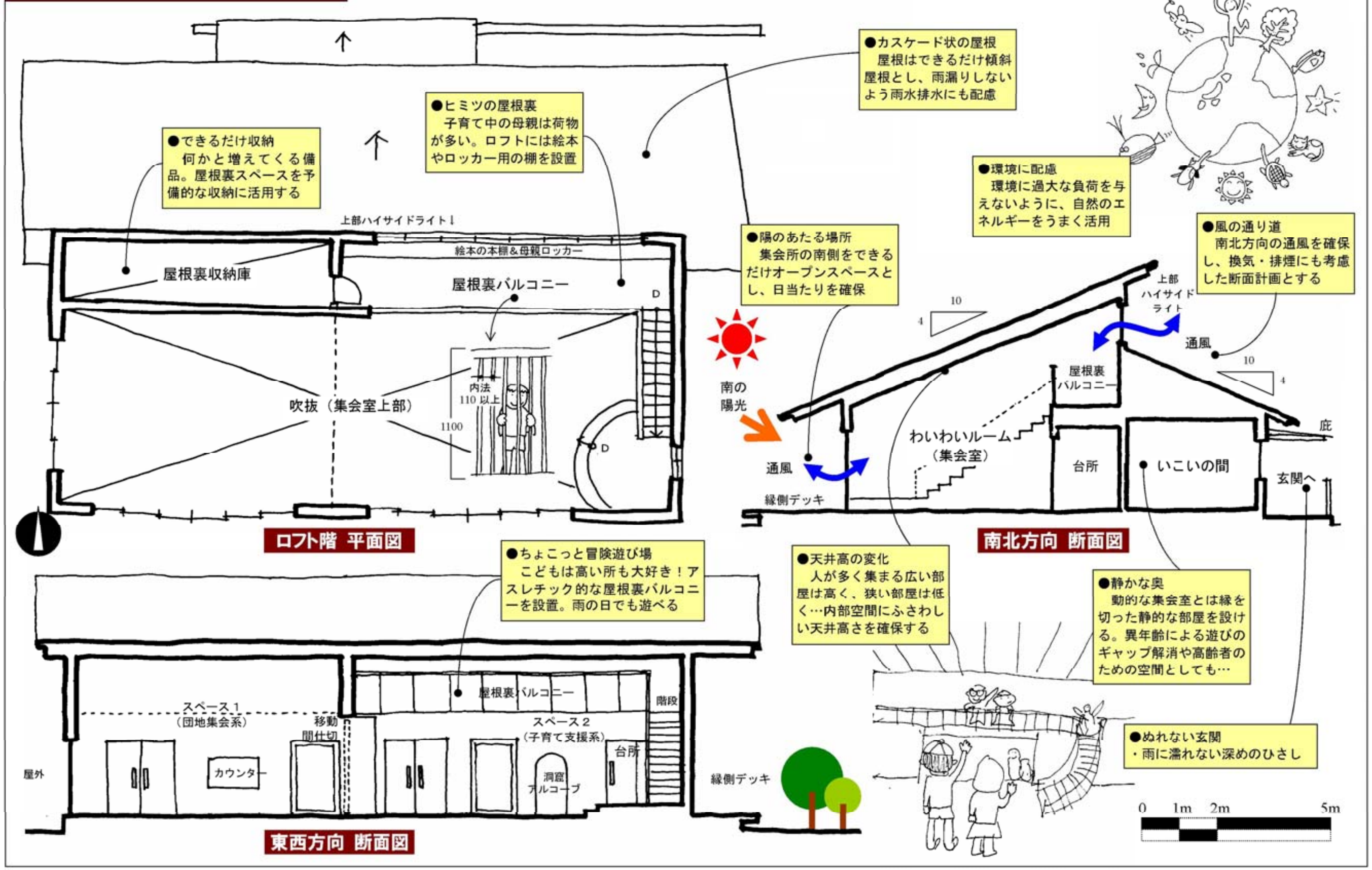

●できるだけ収納
何かと増えてくる備品。屋根裏スペースを予備的な収納に活用する
●ヒミツの屋根裏
子育て中の母親は荷物が多い。ロフトには絵本やロッカー用の棚を設置
●カスケード状の屋根
屋根はできるだけ傾斜屋根とし、雨漏りしないよう雨水排水にも配慮
●環境に配慮
環境に過大な負荷を与えないように、自然のエネルギーをうまく活用
●陽のあたる場所
集会所の南側をできるだけオープンスペースとし、日当たりを確保
●風の通り道
南北方向の通風を確保し、換気・排煙にも考慮した断面計画とする
上部ハイサイドライト↓
絵本の本棚＆母親ロッカー
屋根裏収納庫
屋根裏バルコニー
吹抜（集会室上部）
内法
110 以上
1100
D
ロフト階　平面図
南の
陽光
通風
縁側デッキ
上部
ハイサイド
ライト
10
4
屋根裏
バルコニー
わいわいルーム
（集会室）
台所
いこいの間
庇
玄関へ
南北方向　断面図
●ちょこっと冒険遊び場
こどもは高い所も大好き！アスレチック的な屋根裏バルコニーを設置。雨の日でも遊べる
●天井高の変化
人が多く集まる広い部屋は高く、狭い部屋は低く…内部空間にふさわしい天井高さを確保する
●静かな奥
動的な集会室とは縁を切った静的な部屋を設ける。異年齢による遊びのギャップ解消や高齢者のための空間としても…
●ぬれない玄関
・雨に濡れない深めのひさし
屋根裏バルコニー
階段
スペース１
（団地集会系）
移動
間仕切
スペース２
（子育て支援系）
台所
屋外
カウンター
洞窟
アルコーブ
縁側デッキ
東西方向　断面図
0
1m
2m
5m

5－2　増築の場合

●増築部分床面積

| | |
|---|---|
| 集会室部分 | 約 25 ㎡ |
| その他（玄関、トイレ等） | 約 25 ㎡ |
| 合　計 | 約 50 ㎡ |

## ■ 参考プラン（増築の場合）

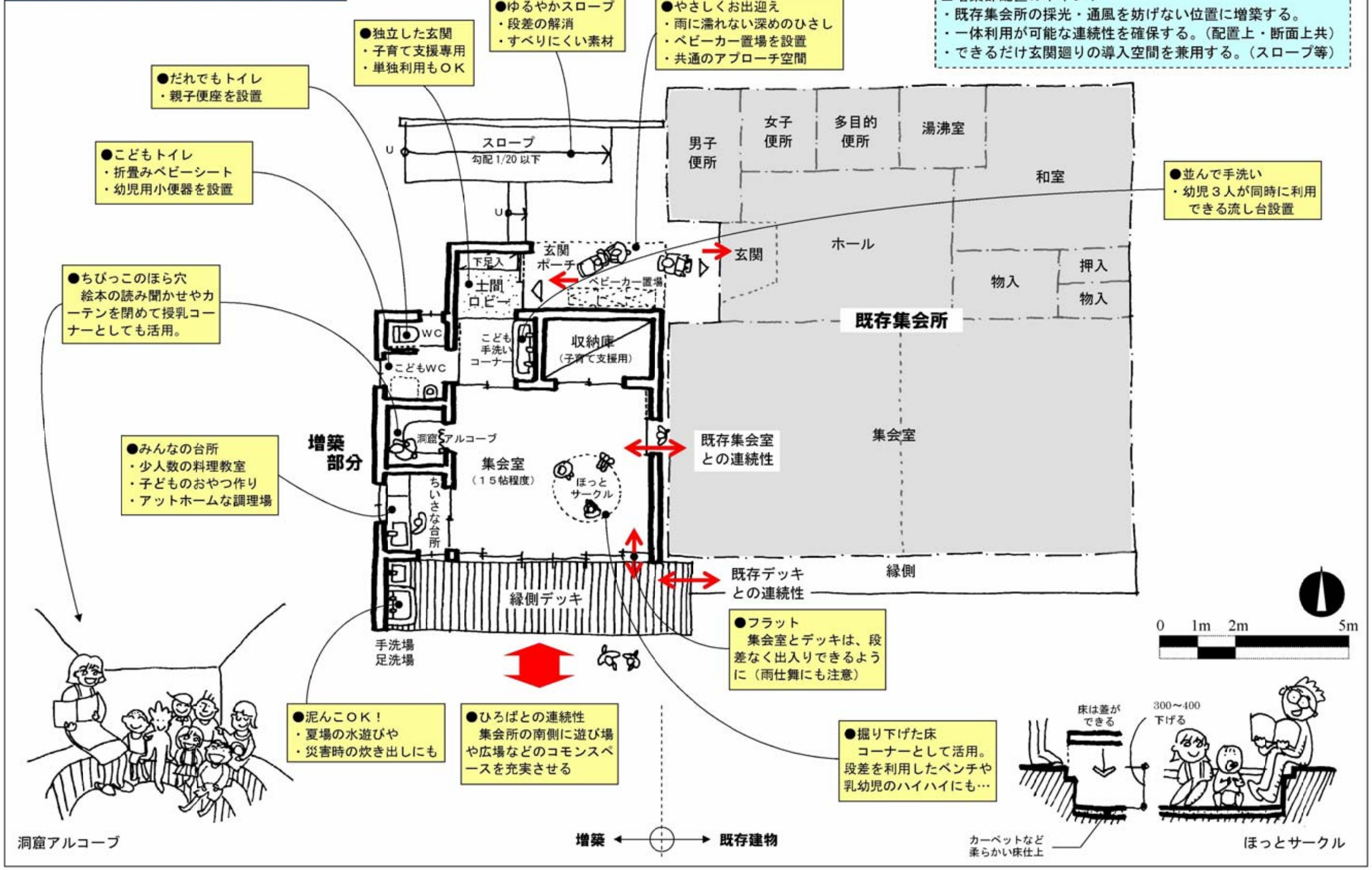

# 第２編　児童遊園・緑地編

第２編では、子どもの遊び場づくりにおいて配慮しなくてはならない「安全性」、「快適性」、「遊びの創造性」の３つの基本機能の観点などから児童遊園等のオープンスペースの整備指針について整理します。

※児童遊園等：児童遊園、広場等を指す。ベンチ、パーゴラ程度設置するものは、「広場」、「緑地」などの名称とする。

## （１）安全性

### ①配置

・配置計画において児童遊園・緑地の立地選定に検討の余地がある場合は、防犯面の安全性を考慮し、住棟の南側に配置する、地域の大人の利用が多い集会所と隣接して配置するなど、地域住民の目が行き渡るような場所に計画する。

・また、児童遊園等へのアクセスの見通しを確保する、交通量の多い道路と近接しないようにする、飛び出し事故を防止するための配慮をするなど、交通安全面に十分配慮する。

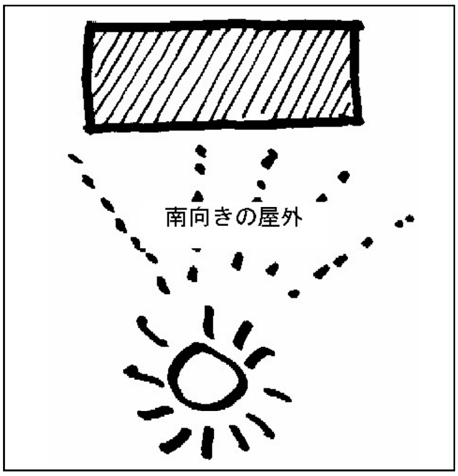


住棟の南側への配置

### ②植栽・外構部等

・周囲の状況、利用形態等を勘案して、必要に応じ、その種類及び配置を考慮するとともに、適切な維持管理を行い、周囲の道路、住宅等からの見通しを確保することによって防犯性を高める。

・特に、敷地外周部における植栽については、植栽の維持管理をしっかり行うことによって、周囲からの視認性を確保する。

・敷地外への子どもの急な飛び出し等による事故を防止するため、柵やフェンスを適宜設ける。柵やフェンスを設置する際には、子どもがよじ登って落下することがないよう、高さや材質、構造等に配慮する。

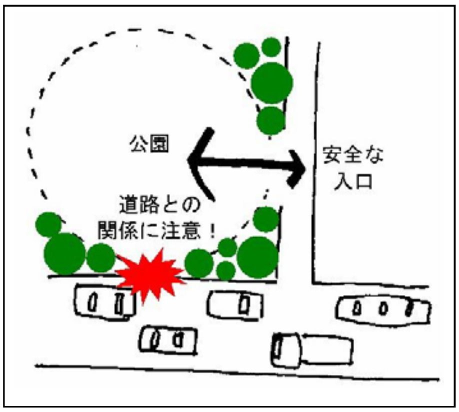


エントランスと道路の関係

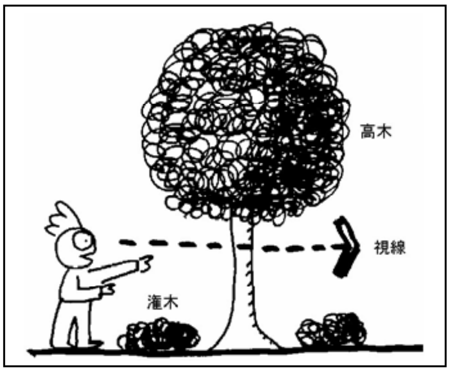


高木の場合は、枝下をしっかり刈り込み、潅木はあまり高くしない

③遊具（※詳細は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省都市・地域整備局）」を参照。）

・周囲の状況、利用形態等を勘案して、必要に応じ、その配置を考慮し、周囲の道路、住宅等からの見通しを確保することによって防犯性を高める。

・子どもの利用に応じた強度のある構造の遊具にする。特に、動きのある遊具では動きに対応した強度を確保するとともに、絡まり・ひっかかり対策や可動部との衝突対策、落下対策、挟み込み対策などを進める。

・遊具の安全性を重視するあまり、子どもの遊びの創造性を阻害することがないよう十分に工夫する。

④公園灯

・夕暮れ時の利用や夜間の通行が想定される場合は、周辺の状況、利用形態等を勘案して、必要に応じて公園灯等により、人の行動が認識できる程度の照度を確保する。

（２）快適性

①配置

・県営住宅の建替計画等において児童遊園等の立地選定に検討の余地がある場合は、日照や通風、排水などの環境条件などを考慮して快適な場所に計画する。

②植栽

・実のなる木や花の咲く木、紅葉する木など、四季の変化を通じて子どもの感性が磨かれるような樹種に配慮した植栽を行う。

・敷地条件に応じて、夏の強い日差しをさえぎるような緑陰を設ける。

③遊具や休憩施設

・遊具や休憩施設（ベンチ、パーゴラ等）の設置に際しては、修景・美観・清潔さといった快適性に配慮する。

・緑陰の下には、必要に応じて、同行する保護者が休憩しながら子どもを見守ることができるためのベンチ等を設置する。

・幼児から高齢者までの憩い、触れ合いの場として配慮する

・入口や園路などは、ベビーカーや車椅子でも利用でき、幼児や児童、高齢者にもやさしい段差のないバリアフリー仕様とする。

・規模の大きな緑地については、わかりやすく親しみを持って施設利用を促進するため、美しく親しみの持てるデザインの総合案内板や誘導サイン、樹木等の解説板などを設置することが望ましい。その場合、地域住民の参加による手作りのものを設置することも考慮することが望ましい。

手作りの案内板・解説版

④公園灯

・快適性の面からも夕暮れ時の利用や夜間の通行が想定される場合は、周辺の状況、利用形態等を勘案して、必要に応じて公園灯等により、人の行動が認識できる程度の照度を確保する。また、児童遊園等の規模、用途に応じて、フットライトなど夕暮れや夜間を快適に演出する工夫も検討する。

（３）遊びの創造性

①配置

・配置計画において児童遊園等の立地選定に検討の余地がある場合は、子どもの遊びの創造性の観点から平坦地、傾斜地などの地形を活かした遊び場となるような敷地条件を考慮した配置も考えられる。

②植栽

・実のなる木や花の咲く木、紅葉する木など、管理上大きな支障のない範囲で、四季の変化を通じて子どもの感性が磨かれるような樹種に配慮した植栽を行う。また、親子で育てる花壇といった地域住民が管理運営に参加し、その結果として児童遊園等の利用促進につながるような工夫に努める。

③遊具・広場

・児童遊園には、幼児から児童までを対象とした遊具を設置すること、遊具の種類については、原則として滑り台（ステンレス製）、鉄棒、ブランコ等の鋼製遊具を標準とすることになっているが、地域特性や敷地の立地特性に配慮しつつ、主な利用対象となる子どもの年齢層に応じた遊具の選定に配慮する。

・集団的な遊び等を通じて、子どもの社会性を身に付けていくことができるよう、必要以上の遊具や固定的な遊具の設置を行わないことも地域住民との協議の上検討していくことが望まれる。

・子どもが好む冒険性のある遊びや子どもの成長段階に応じた遊びの発展的展開につながるような遊具の設置や空間づくりを検討する。このため、園路や広場については極力土の部分を残し、過度な舗装は行わないよう配慮する。また、水を使った遊びができるよう水道施設の設置も検討することが望まれる。

・地元の責任ある管理運営が可能であることや法的条件がクリアされる場合は、火を使った遊びや創作的な遊びなどが体験できるような施設・遊具等の設置を検討する。

落ち葉プール

■事例：「でこぼこ山で消火訓練＆たき火体験」（県営平針住宅）

でこぼこ山自然クラブは、県営平針住宅団地内の自然緑地「通称：でこぼこ山」で、地域の子ども等を対象にして自然観察をしながら虫取りや野外遊びなどを楽しんだり、緑地の清掃・管理などの活動を行っている。でこぼこ山では、これまでたびたび不審火があったり、子どもの火遊びが目撃されたことから、たき火を楽しみながら火の恐さと消火の方法などを実体験的に学ぶイベント「でこぼこ山で消火訓練＆たき火体験」を平成 18 年度から自治会や消防署・消防団等とタイアップして開催している。

## （４）他の公園緑地等とのネットワーク性

・子どもの遊びは一つの公園緑地内だけで収まる性格のものでないことから、他の公園緑地との関係性を十分考慮し、当該、児童遊園等の機能・役割を明らかにし、地域全体での公園緑地ネットワークの形成に努める。
・子どもの通学路や地域住民の散歩コース等との関係性を配慮した配置を検討することが望ましい。また、犯罪からの安全性や児童遊園等の利用促進の観点から通学路や地域住民の散歩コース等との関係性に配慮した動線計画を行うものとする。
・隣接して緑道やフットパスが整備されている場合は、こうした施設と児童遊園等との連続性や一体性を確保するよう努める。

## （５）児童遊園等の種類別特記事項

（１）～（３）で示した「機能目的別の指針」に加えて、児童遊園等の種類によって特記すべき事項について、管理運営面も含めて整理すると以下の通りである。

### ①児童遊園の場合

・集会所と隣接して一体的に整備するなど、屋内施設との関係性を考慮し、集会所で行われる子育て支援活動の幅を広げる工夫ができるよう配慮・検討する。

### ②自然的な緑地の場合

・地形や植生など現行の自然条件を活かす。多様な自然の動植物が生息できるような環境管理を行う。
・自然植生・潜在植生を活かした植栽や樹木の管理運営を行うなど、子どもに多様な自然体験の機会を与えるような空間になるよう配慮する。立地条件によっては、多様な生き物が生息できるような空間の設置も検討する。
・団地自治会を始めとした地域住民との連携により、不審火など防火に努めるとともに、必要に応じて防火施設の設置も検討する。
・自然観察や散策などができるよう、地域住民の参加により、樹木等の解説板などを設置することが望ましい。
・植栽管理上で生じた間伐材等を生かした土留めや階段整備、ベンチ等の整備を、団地自治会を始めとした地域住民の手作りによって行っていくよう必要な支援方策を検討する。
・日常的な管理・運営については、団地自治会を始めとした地域住民に任せることを基本とするが、住民だけではできない、高木の定期的な間伐や除伐、病虫害に侵された樹木の治療などの管理については、設置者である県が行うものとする。

病虫害に侵された樹木

切

# 第３編　プロセス配慮指針

第３編では、県営住宅の集会所や児童遊園等を子育て支援活動を推進していく拠点として整備していくための計画・設計に団地自治会を始めとした地域住民や地域の子育て支援団体等が参画し、県や地元市町村との協働によって整備を進めていく上で望ましいプロセスの指針を提示します。

**※共同施設：県営住宅地内の集会所や児童遊園等を指す。**

**１．前提となる諸条件の整理**

●対象となる県営住宅の共同施設の諸条件を整理する。
　＊団地の規模や人口構成から想定される想定規模
　＊想定される事業時期
　＊地域の人口構成や周辺状況等から勘案した共同施設における子育て支援機能の内容・規模
　＊共同施設の建替え等に際しての敷地の立地選定余地の有無
　＊県庁内の関係部署が所管する施策・事業との連携の可能性の有無　　　　　　　　　　など

**２．地元市町村や団地自治会との事前協議**

**建替基本計画**

●地元市町村との事前協議
　＊地元市町村の子育て支援計画における位置づけが可能か。
　＊地元市町村の子育て支援施策（集いの広場等のソフト事業）との連携の可能性はあるか。
　＊関係部署の参加・協力が得られるか。　など
●団地自治会との事前協議
　＊子育て支援機能を付加することに対するニーズがあるか。
　＊共同施設の計画・設計に参加していく意向があるか、体制が取れそうか。
　＊子育て支援活動を担えそうなＮＰＯ等があるか。　　　　など

**３．県と市町村の協働チームの設置**

●愛知県の関係部署（住宅計画課や公営住宅課、子育て支援課、社会活動推進課など*１）と地元市町村の関係部署（住宅担当部署や企画担当部署や子育て支援担当部署、青少年健全育成担当部署など）による子育て支援活動の推進を意図した県営住宅建替え計画の検討を行うチームを編成する。

**４．地元のニーズ把握や子育て支援活動団体等の発掘**

●対象となる県営住宅居住者やその周辺居住者を対象としたアンケートやヒアリング調査等を実施し、特に子育て支援活動の推進という観点からの施設の建替え計画に関するニーズ等を把握する。
●団地自治会や団地が立地している学区だけでなく、多少エリアを拡大して当該市町村内で子育て支援活動を実践しているＮＰＯやボランティア、自治会等の概要を把握し、ヒアリング調査等を通じて今後の活動意向や県営住宅の共同施設を活用した子育て支援の取り組み意向を把握するとともに、子育て支援活動団体等の発掘を行う。

**５．地元の協議・検討組織の設置**

●上記のヒアリング調査を通じて発掘した団地内自治会や周辺住民、地元の子育て支援活動団体等を構成メンバーとする地元の協議・検討組織を設置する。
●組織の設置にあたっては、一般住民の公募も併行して行うなど、誰もが参加しやすく、透明性の高い組織にしていくよう配慮することが大切である。また、中立的な立場から協議の進行や専門的なアドバイス等を行うファシリテーター（進行役）・コーディネーター（調整役）を専門家として必要に応じて配置することが大切である。

**６．建替え計画・設計検討ＷＳの開催とＷＳを通じた子育て支援活動主体の育成**

●地元の協議・検討組織を構成メンバーとしたワークショップ（ＷＳ）を開催し、子育て支援活動の推進を意図した建替え計画・設計の中身を検討する。
●また、ＷＳの開催を通じて、県営住宅の共同施設等を活用して子育て支援を実践する主体の活動育成に努める。

**実施設計**

**７．既存の共同施設等を活用した試行的な子育て支援活動の展開**

●地元住民等の参画による計画・設計がほぼ決まり、建替え等の工事が着手されるまでの期間を活用して、地元住民等が活動主体になった子育て支援活動を暫定的・試行的に展開する。
●県と市町村の協働チームは、試行的な子育て支援活動の支援にあたるとともに、試行的な活動を通じて得られる知見を施設等の実施設計や工事完了後の施設の管理・運営方法の検討に反映させる。

**着工・完成**

**８．本格的な子育て支援活動の実践（建替え後）**

●建替え等工事が完了後は、管理責任や光熱費等の使用料金を含む管理体制について、公営住宅課県営住宅管理室と、団地内自治会や周辺住民、子育て支援活動団体等の各機関とともに確認の後、共同施設の本格的な子育て支援活動を展開する。
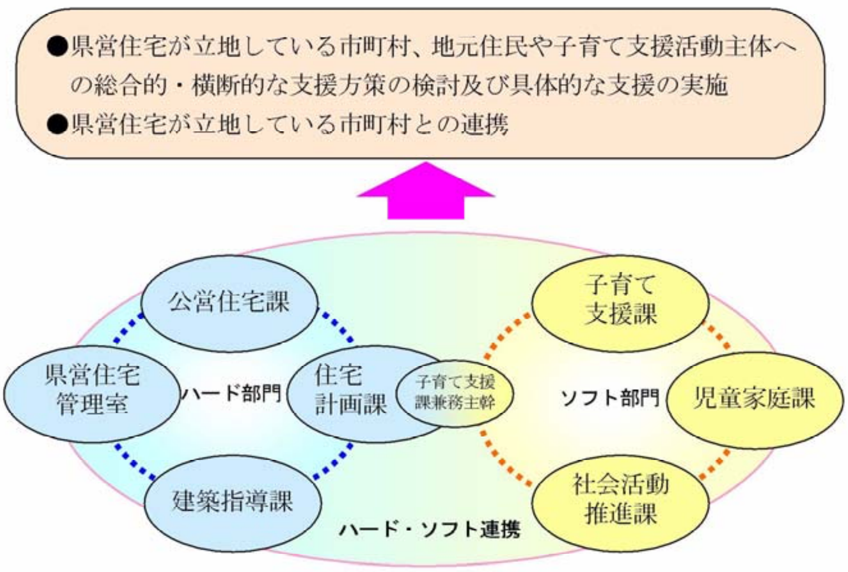
**＊１：愛知県の関係部署の推進体制のイメージ（参考）**